

関係事業主 殿

(一社) 長野県労働基準協会連合会
 (一社) 大町労働基準協会
 各地区労働基準協会

職 長 教 育

開催のご案内

労働安全衛生法第60条では、事業場で新たに職長等の第一線現場監督者に就くことになった者に対して、事業者は、法定の安全衛生教育である「職長教育」を行わなければならない旨規定しています。

当連合会では、下記により法令に基づく「職長教育」を開催することと致しましたので、関係者が受講され安全衛生管理活動の一層の推進が図られますようご案内申し上げます。

この教育は、事業主に代って本会が実施するものです。本教育を修了された方には修了証を交付致します。

なお、建設業につきましては、職長教育及び安全衛生責任者教育が同時に修了することができる『【建設業】職長・安全衛生責任者教育』を別途行っておりますので、そちらをご受講願います。

【 職長教育を行わなければならない業種（労働安全衛生法施行令第19条）】

(1) 建設業

(2) 製造業 ただし、次に掲げるものを除く。

イ 食料品・たばこ製造業(うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業を除く)

ロ 繊維工業(紡績業及び染色整理業を除く)

ハ 衣服その他の繊維製品製造業

ニ 紙加工品製造業(セロファン製造業を除く)

ホ 新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業

(3) 電気業

(4) ガス業

(5) 自動車整備業

(6) 機械修理業

【 教育の対象となる「職長等」とは 】

職長、班長、組長、リーダー等常に現場にいて、直接労働者の作業の進め方を指導、監督する立場にある者をいい、第一線の現場監督者がこれに当たります。一般にこのような立場にある人は職長と呼ばれていますが、名称にかかわらず、実際にそのような立場に就くこととなった人は教育の対象となります。

記

1. 講習の日時、会場、締切日、定員 ※初日は8時55分からオリエンテーションを行います

開催日時	令和元年7月11日(木)・12日(金) 8時40分から受付をし、9時開講です。		
会 場	フレンド・プラザ大町	大町市大町1601-2	
締 切 日	令和元年6月25日(火)	締切日前でも定員になりましたら受付を締め切らせていただきますが、定員に満たない場合は、締切日以後も受付しますので、各労働基準協会へお問い合わせ下さい。なお、7月5日(金)以降の申込みの場合は修了証が郵送となりますので392円切手貼付の封筒をご用意ください。	
定 員	48名		

2. 申込方法

- (1) 申 込 先 (一社) 更埴労働基準協会 〒388-8007 長野市篠ノ井布施高田96 TEL.026-292-0400
 (2) 提出書類 受講申込書 (受講料及びテキスト代を添えてお願いします。) FAX026-293-0403

3. 受 講 料 労働基準協会会員事業場在籍者 1名 10,000円
 " 会員外 " 1名 12,220円 } (消費税含む)

4. テキスト代 「職長の安全衛生テキスト」 1冊 864円 (消費税含む)

※テキスト代は価格改訂される場合があります。

5. 修了証の交付 全科目を受講した方に対して修了式で修了証を交付します。

なお、7月5日(金)以降に受講申込みされた方及び申込書の記載内容に不備があった修了者の方には修了式で修了証明をお渡しし、修了証は後日郵送いたします。
(郵送代 392 円ご負担下さい。)

6. 講習科目、時間及び講師

月日	講 習 科 目	時 間	講 師
7 / 11	オリエンテーション	8:55～	
	職長の役割	9:00～ 9:30	
	指導及び教育の方法 作業中における監督及び指示の方法	9:30～12:00	アピックヤマダ㈱ 金 井 芳 明 氏
	危険性又は有害性等の調査の方法 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置(リスクアセスメント)	13:00～16:30	金 井 芳 明 氏 (一社)長野県労働基準協会連合会教育推進部長 労働安全コンサルタント 廣 瀬 謙 治
7 / 12	設備、作業等の具体的改善の方法(リスクアセスメント) 作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法	9:00～10:30	金 井 芳 明 氏
	作業手順の定め方	10:30～12:00	金 井 芳 明 氏
	労働者の適正な配置の方法	13:00～13:30	廣 瀬 謙 治
	労働災害防止についての関心の保持及び 労働者の創意工夫を引き出す方法	13:30～14:30	金 井 芳 明 氏
	異常時、災害発生時における措置	14:30～15:30	金 井 芳 明 氏
	作業指示安全訓練(災害事例研究)	15:30～17:00	廣 瀬 謙 治
	修了式	17:00～	

都合によりカリキュラム及び講師が変更することもあります。また、昼休みはカリキュラムのとおりです。

7. 教 育 方 式 小グループに分けての討議方式を併用します。

8. そ の 他

- (1) 筆記用具を携行して下さい。
- (2) 申込み受付後の取消しは7月4日(木)までとし、その後の取消及び欠席者には原則としてテキストをお渡しし、受講料は返還しませんのでお含み下さい。
- (3) 会場の空調により温度調節が難しいため、各自服装等にご留意下さい。
- (4) 会場の案内図は、受講票の裏面に掲載してありますので参考にして下さい。

- * 申込書及び受講票の受講者氏名欄へ記入願います。※印内は記入しないでください。
* 太線内は、修了証の記載事項になりますので、特に正確に記入してください。

7月11日・12日 大町市会場

職 長 教 育 申 込 書

フリガナ			※ 協 会	※ 受 講 No.
氏 名 正しい字体でしっかり記入して下さい			更 埴	
生 年 月 日	昭和・平成	年 月 日	労働基準協会関係 加入されている労働基準協会名を【 】内に必ずご記入下さい。 加入されていない場合は会員外に○をご記入ください。 【 】 労働基準協会 ・ 会員外	
現 住 所 〒番号必須 (団地、アパート名は不要)	〒	— 都・道・府・県		
上記のとおり申し込みます。 令和 年 月 日 〒 — 事業場所在地 申込担当者所属 事業場名 " 氏名 事業主職氏名 TEL () FAX ()				

(一社) 長野県労働基準協会連合会長 殿

ご記入いただきました個人情報につきましては、労働安全衛生関係法令に基づき、講習修了の履歴、修了証の発行を行うもので、個人情報保護法により、目的以外に使用すること、第三者への提供等は禁止されております。個人情報は当連合会が責任を持って管理し、本講習以外の目的には使用しません。

	受 講 料	テキスト代	領収月日	領収者	受講番号
協会使用欄	¥10,000—(会員) ¥12,220—(会員外)	¥864—	/		

受講者氏名を記入し、切り取らないで下さい

職 長 教 育 受 講 票

※初日は8時55分からオリエンテーションを行います

※ 協会名	※ 受講No.	受 講 者 氏 名	講習月日 R 元年 7 月 11 日(木)・12 日(金)
更 埴			両日とも9時開講 講習会場 フレンド・プラザ大町

* 8時40分～8時55分の間にこの受講票を提示して受付を済ませて下さい。

* 席は指定席ですので、8時55分までに協会名・受講No.と同じNo.の席へお掛け下さい。

* 会場の空調により温度調節が難しいため、各自服装等にご留意下さい。

※テキスト	※	※	※
不要	当日	7	7
		/	/
		11	12

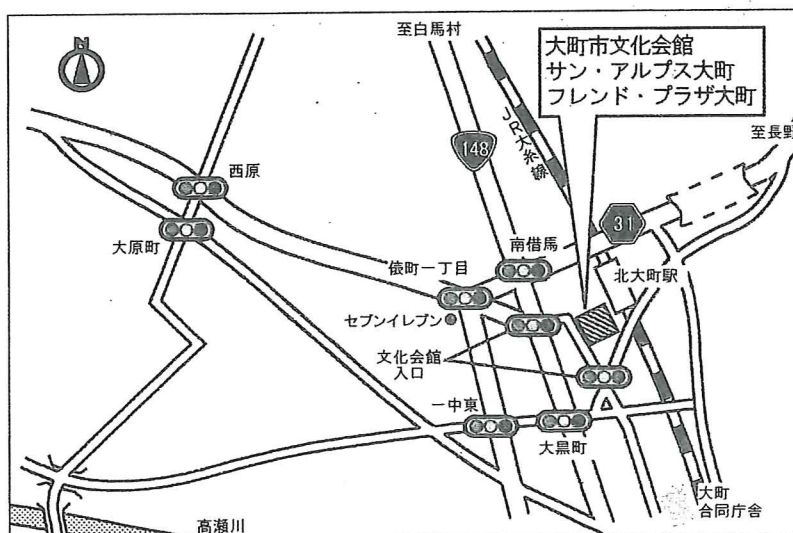
修了証の交付： 当日 ・ 後日

各地区労働基準協会所在地【講習の申込みは最寄りの労働基準協会へ】

労働基準協会名	所在地	TEL・FAX
(一社) 松本労働基準協会	〒390-0852 松本市大字島立 830-12	0263-40-3600・48-1388
(一社) 長野労働基準協会	〒380-0918 長野市アークス 2-3	026-227-0235・227-1494
(一社) 諏訪労働基準協会	〒394-0004 岡谷市神明町 3-14-8	0266-22-2032・22-2067
(一社) 上小労働基準協会	〒386-0025 上田市天神 2-4-55	0268-23-2500・23-2507
(一社) 飯田労働基準協会	〒395-0063 飯田市羽場町 3丁目 2-4	0265-22-6246・22-6248
(一社) 中野労働基準協会	〒383-0013 中野市大字中野 1863-1	0269-22-2255・23-0729
(一社) 佐久労働基準協会	〒384-0017 小諸市三和 1-4-7	0267-22-3841・25-1008
(一社) 伊那労働基準協会	〒396-0015 伊那市中央 5083-1	0265-76-6666・72-5855
(一社) 更埴労働基準協会	〒388-8007 長野市篠ノ井布施高田 96	026-292-0400・293-0403
(一社) 大町労働基準協会	〒398-0002 大町市大町 6713-3	0261-22-0774・23-3601

(一社) 長野県労働基準協会	〒380-0918 長野市アークス 2-3	026-223-0280・223-0277
連 合 会	ホームページ http://www.naganoroukiren.or.jp	

会場案内図



フレンド・プラザ大町

会場所在地：
大町市大町 1601-2

(一社) 大町労働基準協会
携帯番号 090-1606-1631